



様式第 16 号 (第 12 条関係)

令和 2 年 4 月 28 日

三豊市長様

申請者

団体の所在地 三豊市財田町財田上 2171 番地 1

団体の名称 特定非営利活動法人まちづくり推進隊財田

代表者氏名 理事長 鈴木 朝則

電話番号 0875-67-3790



地域内分権推進交付金実績報告書

令和元年 5 月 7 日付け三政地第 91 号により、交付金の交付決定額を受けた地域内分権推進事業について、下記の通り実施したので、三豊市地域内分権推進交付金規則第 12 条の規定により、関係書類を添えて報告します。

記

1 実績報告額 10,007,248 円

2 添付書類

- (1) 事業報告書 1 部
- (2) 決算監査報告書 1 部
- (3) 貸借対照表 1 部
- (4) 財産目録 1 部
- (5) 収支決算書 1 部
- (6) 全役員名簿 1 部
- (7) 事業年度末の定款又は規約 1 部
- (8) その他市長が必要と認める書類

以上

令和元年度活動報告書

(平成 31 年 4 月 1 日～令和 2 年 3 月 31 日)

団体又は法人の名称

特定非営利活動法人まちづくり推進隊財田

1 事業の成果

令和元年度の事業活動は、移譲業務 3 件、新規事業と継続事業を 16 件実施した。

まず移譲業務は、三豊市と連携を取りながら自治会関係者の協力のもと、意思疎通を図りサービス向上に努めることができた。

次に、自主事業は地域住民の自主的な活動参加があり、一定の成果を上げることができた。

また、一部事業では収益につながる活動ができたことも大きな前進となった。

新規事業の主なものとして

- ① 町内カーブミラー清掃を、推進隊会員と JA・交通安全協会の協力のもと行った。
- ② ポン菓子加工を行い、謎之丞まつりなどの行事で販売し好評だった。
- ③ 移住定住促進事業では、財田への移住についてサポートや情報発信をする活動を行った。
- ④ 相続に関する基礎知識の習得のため、セミナーを 5 回開催した。
- ⑤ 財田平成 30 年間のあゆみを 1 冊のカレンダーにして制作し、販売活動を行った。

継続事業の主なものとして

- ⑥ 新猪ノ鼻トンネルの化石観察会の活動経過を、1 冊の報告書にしてまとめた。
- ⑦ 財田のむかしばなし 4 話の由来となる場所に、看板を設置し周知活動を行った。
- ⑧ 財田の農業を考える会とふるさと振興協議会は、健康な土づくり勉強会を開催した。
- ⑨ その他の継続事業も順調に活動を行うことが出来た。

一方、令和 2 年 1 月にまちづくり推進隊についてのアンケート調査を各まちづくり推進隊で実施した。

財田町全世帯 1,116 世帯からの回収が 398 件（回収率 35.66%）となり、調査に対する関心の高さが示された。今後、調査内容を確認してその結果をお知らせします。

2 組織体制

会員総数 73 人（うち役員 15 人・役員以外 58 人） 令和 2 年 3 月 31 日現在

3 個別事業報告書

1【部会】

事業名	＜まもろう環境部会＞ 財田「さくらの郷」計画			
事業内容	塔重山公園、戸川ダム公園を中心に財田を「さくらの郷」として市民が集い憩いの場となるように、草刈り・害虫防除また枯れ枝の伐採などの管理を行った。			
実施日時	令和元年7月7日 令和2年2月9日			
実施場所	塔重山公園 戸川ダム公園 他			
参加者・受益者	財田町民 まちづくり推進隊財田会員 自治会長 他 (延べ人数 一人)			
役務提供者	まもろう環境部会 自治会連合会財田支部 (実人数 40人) 財田町民 他 (延べ人数 80人)			
決算額	収入額	287,394円	支出額	287,394円
	内訳 受取交付金	287,394円	内訳 業務委託費 会議費 通信運搬費 消耗品費 燃料費	111,044円 14,531円 8,524円 151,419円 1,876円

2【部会】

事業名	＜あんしん安全部会＞ カーブミラー清掃活動			
事業内容	ドライバーや歩行者がミラーを認識し、出合頭の事故防止を目的に、町内の道路に設置してあるカーブミラーの清掃活動を行った。			
実施日時	令和元年9月15日			
実施場所	財田町内 他			
参加者・受益者	財田町民 他 (延べ人数 一人)			
役務提供者	あんしん安全部会 まちづくり推進隊財田会員 (実人数 31人) 交通安全協会財田支部役員 香川県農協財田支店職員 (延べ人数 31人)			
決算額	収入額	7,400円	支出額	7,400円
	内訳 受取交付金	7,400円	内訳 通信運搬費 消耗品費	4,182円 3,218円

3【部会】

事業名	<にこにこ元気部会> まちづくり推進隊財田理事長杯 グラウンドゴルフ大会			
事業内容	体力・健康づくりを目的に、グラウンドゴルフを通じ町民同士の交流を行った。			
実施日時	令和2年2月23日			
実施場所	財田町総合運動公園広場			
参加者・受益者	財田町民 (延べ人数 40人)			
役務提供者	にこにこ元気部会 (実人数 40人) 財田さわやかクラブ (延べ人数 40人)			
決算額	収入額	12,491 円	支出額	12,491 円
	内訳 受取交付金	12,491 円	内訳 消耗品費	12,491 円

4【部会】

事業名	<ふれあい交流部会> ポン菓子販売交流事業			
事業内容	地域とのふれあいを深め住民との交流を図ることを目的に、ポン菓子を製造販売し、謎之丞まつり／水辺の納涼祭／たからだ文化祭／等の催し物に参加した。 他にも、有料でポン菓子に加工するサービスも行った。			
実施日時	平成31年4月6・7日／令和元年8月3・4日／10月26・27日／12月23日 ／令和2年3月2日			
実施場所	財田町内			
参加者・受益者	財田町民 他 (延べ人数 一人)			
役務提供者	ふれあい交流部会 (実人数 11人) まちづくり推進隊財田会員 他 (延べ人数 62人)			
決算額	収入額	148,850 円	支出額	148,850 円
	内訳 受取交付金	0 円	内訳 材料費	8,189 円
	受取負担金	148,850 円	会議費	4,814 円
			消耗品費	55,146 円
			賃借料	35,300 円
			燃料費	6,920 円
			次期繰越金	38,481 円

5【部会】

事業名	<ふれあい交流部会> 芸術士派遣事業			
事業内容	幼い頃から芸術に触れることで、次代を担う財田の子どもたちの無限の可能性を引き出す事を目的とし、財田幼稚園、財田保育所へ NPO 法人アーキペラゴの芸術士の派遣を行った。			
実施日時	財田幼稚園 (全 11 回) 5/21・6/4・6/18・6/25・7/9・10/8・11/12・1/14・1/21・1/28・2/7 財田保育所 (全 11 回) 5/14・6/11・7/30・8/6・8/20・9/3・10/1・11/12・12/3・1/7・2/24			
実施場所	三豊市立財田幼稚園・財田保育所			
参加者・受益者	三豊市立財田幼稚園・財田保育所 他 (延べ人数 270 人)			
役務提供者	ふれあい交流部会 (実人数 3 人) NPO 法人アーキペラゴ (延べ人数 40 人)			
決算額	収入額	435,237 円	支出額	435,237 円
	内訳 受取交付金	435,237 円	内訳 業務委託費	435,237 円

6【部会】

事業名	<ふれあい交流部会> 文化芸術による子どもたちの育成事業			
事業内容	子ども達の豊かな想像力や創造力、思考力コミュニケーション能力を養うことを目的に、スティールパンの演奏者を招き、和光中学校生徒や地域住民へ質の高い芸術鑑賞の機会の提供を行った。			
実施日時	令和元年 10 月 15 日			
実施場所	三豊市立財田小学校 体育館			
参加者・受益者	三豊市立財田小学校 三豊市立和光中学校 財田町民 他 (延べ人数 400 人)			
役務提供者	ふれあい交流部会 (実人数 7 人) 三豊市立財田小学校 (延べ人数 7 人) ちやいぶ 28 プランニング			
決算額	収入額	334,390 円	支出額	334,930 円
	内訳 受取交付金	334,930 円	内訳 業務委託費 印刷製本費	324,000 円 10,930 円

7【部会】

事業名	＜広報部会＞ 広報発信事業			
事業内容	<p>広報誌「まちづくり財田」9号を令和元年7月に、10号を令和2年1月に発行した。町内外の行事、イベント等をまちづくり推進隊財田のFacebookを活用して情報発信を行った。</p> <p>毎月「さいた活動カレンダー・財田写真新聞」を作成し、各戸配布を行った。</p>			
実施日時	通年			
実施場所	まちづくり推進隊財田事務局 財田町内			
参加者・受益者	財田町民 他			(延べ人数 一人)
役務提供者	広報部会 財田町民 他			(実人数 3人) (延べ人数 48人)
決算額	収入額	109,312 円	支出額	109,312 円
	内訳 受取交付金	109,312 円	内訳 印刷製本費	109,312 円

8 自主事業【新規】

事業名	＜財 TURN*＞移住定住促進事業			
事業内容	<p>財田町への移住者やこれから移住をしようと考えている人たちを包括的にサポートすることを目的に、空き家の清掃活動、移住希望者の町内の案内、大阪移住フェアへの参加、HP の作成などを行った。</p>			
実施日時	通年			
実施場所	財田町内 大阪府			
参加者・受益者	財田町民 移住希望者			(延べ人数 一人)
役務提供者	財 TURN			(実人数 8人)
	財田町民 他			(延べ人数 108人)
決算額	収入額	62,092 円	支出額	62,092 円
	内訳 受取交付金	62,092 円	内訳 業務委託費	31,000 円
			印刷製本費	4,936 円
			会議費	3,439 円
			旅費交通費	19,630 円
			燃料費	3,087 円

9 自主事業【新規】

事業名	まちづくり相続セミナー			
事業内容	いざという時困らないために、分かりやすく勉強できる場を提供し「相続」をキーワードに全6回セミナーを開催した。			
実施日時	令和元年5月22日・7月24日・9月25日・11月27日 令和2年1月22日・3月25日（新型コロナウイルスの影響より中止）			
実施場所	財田町公民館大会議室			
参加者・受益者	財田町民 三豊市民			(延べ人数 56人)
役務提供者	まちづくり推進隊財田 会員			(実人数 2人) (延べ人数 10人)
決算額	収入額	38,314 円	支出額	38,314 円
	内訳 受取交付金	4,814 円	内訳 印刷製本費	32,591 円
	受取負担金	33,500 円	消耗品費	5,723 円

10 自主事業【新規】

事業名	<2020年財田町カレンダー制作実行委員会> 財田平成のあゆみカレンダー制作事業			
事業内容	財田町独自の平成のあゆみを、財田町民の心に残すことを目的とし、令和2年のカレンダーの製作を行った。			
実施日時	通年			
実施場所	財田町内			
参加者・受益者	財田町民			(延べ人数 一人)
役務提供者	2020年財田町カレンダー制作実行委員会 財田町民 他			(実人数 5人) (延べ人数 50人)
決算額	収入額	210,784 円	支出額	210,784 円
	内訳 受取交付金	53,584 円	内訳 印刷製本費	194,458 円
	受取負担金	157,200 円	通信運搬費 消耗品費	5,526 円 10,800 円

11 自主事業【継続】

事業名	＜財田町自然観察同好会＞ 新猪ノ鼻トンネル岩石化石観察会の記録冊子作成事業			
事業内容	平成28年8月から始まった、新猪ノ鼻トンネルの工事の際に発掘された岩石や化石観察会の記録をまとめ、冊子の作成を行った。			
実施日時	通年			
実施場所	旧財田中小学校 財田町内			
参加者・受益者	財田町民 他 (延べ人数 一人)			
役務提供者	財田町自然観察同好会・佐藤工業㈱・国交省・㈱大本組 (実人数 16人) まちづくり推進隊財田会員 (延べ人数 160人)			
決算額	収入額	375,135 円	支出額	375,135 円
	内訳 受取交付金	375,135 円	内訳 業務委託費 印刷製本費 通信運搬費 消耗品費	71,000 円 291,600 円 7,135 円 5,400 円

12 自主事業【継続】

事業名	＜財田の農業を考える会＞ 健康な土づくり勉強会-BLOF 理論-			
事業内容	財田の農業を守ると共に、担い手の育成を目的とし、「健康な土づくり勉強会-BLOF 理論」を開催した。毎月の定例会でアイデアを出し合い、具体的取組出来る活動について協議を行った。宝山湖の彼岸花保全活動で草刈りなど、清掃作業を行った。			
実施日時	令和2年2月1日			
実施場所	財田町公民館 2階大ホール			
参加者・受益者	財田町民 JA職員他 (延べ人数 160人)			
役務提供者	財田の農業を考える会 まちづくり推進隊財田会員 (実人数 22人) (延べ人数 22人)			
決算額	収入額	105,621 円	支出額	105,621 円
	内訳 受取交付金	105,621 円	内訳 旅費交通費 会議費 消耗品費 燃料費 印刷製本費 通信運搬費 業務委託費	6,480 円 12,335 円 13,366 円 2,150 円 15,000 円 1,290 円 55,000 円

13 自主事業【継続】

事業名	<財田のむかしばなし伝承の会> 財田のむかしばなし絵本由来の地に看板設置			
事業内容	現在までに制作した財田のむかしばなし絵本4話の由来の地を町内外の人に広く知ってもらうことを目的とし、看板を製作し町内4か所へ設置した。			
実施日時	通年			
実施場所	財田町内 4か所			
参加者・受益者	財田町民 他 (延べ人数 -)			
役務提供者	財田のむかしばなし伝承の会 善通寺第一高等学校学生 (実人数 10人) 香川大学学生 (延べ人数 50人)			
決算額	収入額	127,181 円	支出額	127,181 円
	内訳 受取交付金	127,181 円	内訳 旅費交通費	9,240 円
			消耗品費	8,513 円
			印刷製本費	4,708 円
			業務委託費	104,720 円

14 自主事業【継続】

事業名	<財田青少年少女ものづくり教室> うそ発見器を作ろう！			
事業内容	子ども達に基礎的な作品制作を通し、ものづくりに興味関心を持ってもらうことを目的とし、電子工作に関する技術やプログラミングを学べる教室を開催し「うそ発見器」の製作を行った。			
実施日時	令和元年7月31日/8月1日・2日			
実施場所	財田町公民館 大会議室			
参加者・受益者	三豊市民 (延べ人数 75人)			
役務提供者	BBS まちづくり推進隊財田会員 他賛同者 (実人数 9人) (延べ人数 27人)			
決算額	収入額	46,170 円	支出額	46,170 円
	内訳 受取交付金	21,170 円	内訳 印刷製本費	16,070 円
	内訳 受取負担金	25,000 円	消耗品費	30,100 円

15 自主事業【継続】

事業名	＜財田町ふるさと振興協議会＞ 財田のみそソース販売促進		
事業内容	財田町の地域資源や規格外品の農産物を生かし商品開発された「財田のみそソース」の販売を県内外へ行った。また、財田の農業を考える会と協力し健康な土づくり勉強会を2月1日に開催した。		
実施日時	平成31年4月7・8日／令和元年8月4日／8月16日／9月28日／10月25日／11月5日／令和2年1月15日		
実施場所	たからだの里さいた道の駅／謔之丞まつり／水辺の納涼祭／東京「香川・愛媛せとうち旬彩館」／東京移住フェア／たからだ文化祭／仁尾町イベント／東京交通会館／高知県イベント		
参加者・受益者	購入者 他		(延べ人数 一人)
役務提供者	財田町ふるさと振興協議会 三豊市地域おこし協力隊		(実人数 5人) (延べ人数 30人)

ふるさと特産品生産販売事業

決算額	収入額	157,681 円	支出額	157,681 円
	内訳 受取交付金 売上高	0 円 157,681 円	内訳 消耗品費 材料費 通信運搬費 広告宣伝費 事業支出 支払手数料 仕入高 次期繰越金	5,529 円 5,976 円 10,921 円 5,540 円 90 円 1,760 円 108,195 円 19,670 円

財田町ふるさと振興協議会 健康な土づくり勉強会

決算額	収入額	189,230 円	支出額	189,230 円
	内訳 受取交付金	189,230 円	内訳 旅費交通費 印刷製本費 業務委託費	36,116 円 48,114 円 105,000 円

16 自主事業【継続】

事業名	＜財田の農業を考える会＞ 第二医師住宅管理事業			
事業内容	「財田の農業を考える会」において、財田町への移住予定者に対し、住宅案内や清掃などを行った。 利用者 1 組:令和元年 7 月から令和 2 年 3 月まで使用			
実施日時	通年			
実施場所	財田町第二医師住宅			
参加者・受益者	住宅利用者 (延べ人数 2 人)			
役務提供者	財田の農業を考える会 (実人数 3 人) まちづくり推進隊財田会員 (延べ人数 36 人)			
決算額	収入額	405,000 円	支出額	405,000 円
	内訳 受取交付金 受取負担金	0 円 405,000 円	内訳 消耗品費 水道光熱費 修繕費 通信運搬費 業務委託費 租税公課 次期繰越金	1,057 円 166,012 円 41,000 円 1,612 円 44,127 円 400 円 150,792 円

17 【移譲業務】

事業名	三豊市自治会連合会財田支部 事務局			
事業内容	自治会連合会財田支部に関する一切の事務を行った。 4/9 総会、8/27 役員会、9/20 三役会、12/11 研修会 (バイオマス資源化センターみとよ、高知県四万十トマト㈱) 街頭交通監視活動を 2 回行った。			
実施日時	通年			
実施場所	財田町内 財田町公民館 研修地			
参加者・受益者	財田町民 (延べ人数 72 人)			
役務提供者	各自治会長 (実人数 34 人) まちづくり推進隊財田事務局 (延べ人数 60 人)			
決算額	収入額	170,000 円	支出額	170,000 円
	内訳 受取交付金	170,000 円	内訳 支払助成金	170,000 円

※三豊市自治会連合会財田支部 (別会計) で事業を実施

18【移譲業務】

事業名	三豊市地区衛生組織連合会財田支部 事務局		
事業内容	地区衛生組織連合会財田支部に関する一切の事務を行った。 4/11 総会、7/2 役員会、11/28 視察研修（バイオマス資源化センターみとよ、エフピコ福山リサイクル工場）7/14 道路清掃、2/2 河川清掃、ゴミ収集カレンダー作成、段ボールコンポスト受付配布を行った。		
実施日時	通年		
実施場所	財田町内 財田町公民館 研修地		
参加者・受益者	財田町民 (延べ人数 一人)		
役務提供者	各地衛生委員 (実人数 34人) まちづくり推進隊財田事務局 (延べ人数 125人)		
決算額	収入額	—	支出額 —

※三豊市地区衛生組織連合会財田支部（別会計）で事業を実施

19【移譲業務】

事業名	交通安全			
事業内容	財田町民の交通安全意識向上のため、交通安全期間に交通安全啓発街頭キャンペーンを行った。			
実施日時	令和元年7月5日 9月30日			
実施場所	財田支所前			
参加者・受益者	財田町民 (延べ人数 一人)			
役務提供者	三豊市安全運転管理者協議会役員 三豊市交通安全協会 三豊警察署 三豊市交通安全指導員 高齢者交通指導員三豊市交通安全母の会 (実人数 17人) 自治会長 まちづくり推進隊財田事務局 (延べ人数 50人)			
決算額	収入額	9,018 円	支出額	9,018 円
	内訳 受取交付金	9,018 円	内訳 消耗品費 食糧費	818 円 8,200 円

20 その他

事業名	取次業務		
事業内容	・グリーンパトロールの窓口		
実施日時	通年		
実施場所	まちづくり推進隊財田 事務局		
参加者・受益者	財田町民		(延べ人数 一人)
役務提供者	まちづくり推進隊財田 事務局		(実人数 2名)
決算額	収入額	—	支出額 —

4. 理事会の開催状況

回数	開催日時	出席状況	審議及び議決内容
第1回	H31年4月12日	理事7 監事2	<ul style="list-style-type: none"> ・平成31年度自主事業について ・「新猪ノ鼻トンネルで化石を探そう」の追加予算について ・公用車の入替について
	19:00~19:57		
第2回	H31年4月18日	理事10 監事1	<ul style="list-style-type: none"> ・平成31年度通常総会提出議案について
	19:00~20:33		
第3回	R元年5月15日	理事11 監事2	<ul style="list-style-type: none"> ・平成31年度通常総会の反省について
	19:30~20:49		
第4回	R元年6月18日	理事10 監事2	<ul style="list-style-type: none"> ・提出議案なし 報告事項のみ
	19:30~20:30		
第5回	R元年7月23日	理事10 監事2	<ul style="list-style-type: none"> ・まちづくり推進隊研修会の共催について ・まちづくり推進隊アンケートの調査について ・まちづくり推進隊調査票提出について
	19:30~21:00		
第6回	R元年8月20日	理事9 監事2	<ul style="list-style-type: none"> ・まちづくり推進隊アンケート調査について
	19:30~21:08		
第7回	R元年9月18日	理事11 監事1	<ul style="list-style-type: none"> ・まちづくり推進隊アンケート調査について ・箱裏マルシェへの出店について
	19:30~21:04		
第8回	R元年10月18日	理事11 監事2	<ul style="list-style-type: none"> ・提出議案なし 報告事項のみ
	19:10~20:45		
第9回	R元年11月19日	理事10 監事2	<ul style="list-style-type: none"> ・謹之丞まつり実行委員会事務局依頼について ・まちづくり推進隊アンケート調査実施について
	19:00~20:20		
第10回	R元年12月17日	理事11 監事1	<ul style="list-style-type: none"> ・まちづくり推進隊アンケート調査内容について
	19:00~20:40		
第11回	R2年1月22日	理事9 監事2	<ul style="list-style-type: none"> ・複合機の入替について
	19:00~19:50		
第12回	R2年2月18日	理事11 監事2	<ul style="list-style-type: none"> ・令和2年度自主事業活動提案について
	19:00~19:58		
第13回	R2年3月24日	理事12 監事2	<ul style="list-style-type: none"> ・令和2年度自主事業活動提案について ・まちづくり推進隊職員の給与水準の変更について
	19:00~20:47		

監査報告書

特定非営利活動法人まちづくり推進隊財田
理事長 鈴木 朝則 様

令和元年度 (平成 31 年 4 月 1 日～令和 2 年 3 月 31 日まで) の事業報告書、財産目録、貸借対照表、活動計算書及び会計帳簿を監査した結果、適法に処理され、当該帳簿には適正に記載されていると認める。

特定非営利活動法人まちづくり推進隊財田

令和 2 年 4 月 14 日

監事

白川 洋二



令和 2 年 4 月 14 日

監事

近藤 美代子



この写しは、原本に相違ないことを証明する。

令和 2 年 4 月 28 日

香川県三豊市財田町財田上 2171-1

特定非営利活動法人 まちづくり推進隊財田

理事長 鈴木 朝則



決算報告書

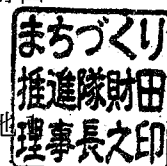
第 8期

自 平成31年 4月 1日

至 令和2年 3月31日

特定非営利活動法人まちづくり推進隊財田

香川県三豊市財田町財田上2171番地



貸借対照表

特定非営利活動法人まちづくり推進隊財田
全事業所

[税込] (単位: 円)
令和2年 3月31日 現在

資 産 の 部		負 債 ・ 正 味 財 産 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
【流動資産】		【流動負債】	
(現金・預金)		前受金	65,646
普通預金	1,702,327	前受交付金	992,752
現金・預金計	1,702,327	預り金(源泉所得税)	9,064
繰越商品	30,034	流動負債計	1,067,462
流動資産合計	1,732,361	負債合計	1,067,462
【固定資産】		正味財産の部	
(有形固定資産)		【正味財産】	
構築物	329,400	前期繰越正味財産額	1,457,223
機械及び装置	351,822	当期正味財産増減額	389,412
什器備品	77,307	正味財産計	1,846,635
有形固定資産計	758,529	正味財産合計	1,846,635
工具器具備品	423,207		
固定資産合計	1,181,736		
資産合計	2,914,097	負債及び正味財産合計	2,914,097

財 産 目 録

特定非営利活動法人まちづくり推進隊財田
全事業所

[税込] (単位:円)
令和2年 3月31日 現在

《資産の部》

【流動資産】

(現金・預金)

普通 預金

1,702,327

現金・預金 計

1,702,327

繰越 商品

30,034

流動資産合計

1,732,361

【固定資産】

(有形固定資産)

構 築 物

329,400

機械及び装置

351,822

什器 備品

77,307

有形固定資産 計

758,529

工具器具備品

423,207

固定資産合計

1,181,736

資産の部 合計

2,914,097

《負債の部》

【流動負債】

前 受 金

65,646

前受交付金

992,752

預り金 (源泉所得税)

9,064

流動負債 計

1,067,462

負債の部 合計

1,067,462

正味財産

1,846,635

活 動 計 算 書

[税込] (単位:円)

特定非営利活動法人まちづくり推進隊財団

自 平成31年 4月 1日 至 令和2年 3月31日

【経常収益】

売上高		306,531	
【受取助成金等】			
受取負担金	620,700		
受取交付金	10,007,248	10,627,948	
【その他収益】			
受取 利息	20		
雑 収 益	5,790	5,810	
經常収益 計			10,940,289

【経常費用】

 【事業費】

 (人件費)

 人件費計 0

 (その他経費)

 売上 原価 108,195

 材料費 (事業) 14,165

 業務委託費(事業) 1,281,128

 広告宣伝費 (事業) 5,540

 印刷製本費(事業) 727,719

 会 議 費(事業) 35,119

 旅費交通費(事業) 71,466

 通信運搬費(事業) 39,190

 消耗品 費(事業) 303,580

 食 糧 費(事業) 8,200

 修 繕 費(事業) 41,000

 水道光熱費(事業) 166,012

 賃 借 料(事業) 35,300

 燃料費 (事業) 14,033

 租税 公課(事業) 400

 支払手数料(事業) 1,760

 支払助成金 170,000

 その他事業支出 90

 その他経費計 3,022,897

 事業費 計

3,022,897

【管理費】

 (人件費)

 給料 手当 4,191,504

 役員議事報償費 695,000

 法定福利費 729,505

 人件費計 5,616,009

 (その他経費)

 印刷製本費 121,746

 会 議 費 38,516

 旅費交通費 15,690

 車両燃料費 25,909

 通信運搬費 200,763

 消耗品 費 450,226

 消耗備品費 81,250

 水道光熱費 69,500

 減価償却費 184,328

 保 險 料 136,098

 リース 料 451,732

 租税 公課 5,200

 業務委託料 18,000

 研 修 費 24,200

活 動 計 算 書

[税込] (単位:円)

特定非営利活動法人まちづくり推進隊財団

自 平成31年 4月 1日 至 令和2年 3月31日

その他経費計	1,823,158		
支払協賛金	10,000		
管理費 計		7,449,167	
経常費用 計			10,472,064
当期経常増減額			468,225
【経常外収益】			
過年度損益修正益		783	
経常外収益 計			783
【経常外費用】			
過年度損益修正損		52,056	
寄贈		27,540	
経常外費用 計			79,596
税引前当期正味財産増減額			389,412
当期正味財産増減額			389,412
前期繰越正味財産額			1,457,223
次期繰越正味財産額			1,846,635

全役員名簿

(平成31年4月1日～平成31年4月24日)

団体又は法人の名称

特定非営利活動法人まちづくり推進隊財田

役名	氏名	住所	就任期間	報酬を受けた期間
理事長	鈴木 朝則	三豊市財田町財田上1943	平成31年4月1日～平成31年4月24日	無
副理事長	菅原 順三	三豊市財田町財田上3882	平成31年4月1日～平成31年4月24日	無
副理事長	中嶋 智子	三豊市財田町財田上1590	平成31年4月1日～平成31年4月24日	無
理事	伊藤 悟	三豊市財田町財田上5626-4	平成31年4月1日～平成31年4月24日	無
理事	岡崎 和朗	三豊市財田町財田中4089	平成31年4月1日～平成31年4月24日	無
理事	香川 光友	三豊市財田町財田上501-1	平成31年4月1日～平成31年4月24日	無
理事	近藤 美代子	三豊市財田町財田中1622-2	平成31年4月1日～平成31年4月24日	無
理事	込山 賢治	三豊市財田町財田上1785	平成31年4月1日～平成31年4月24日	無
理事	重信 厚	三豊市財田町財田上7043	平成31年4月1日～平成31年4月24日	無
理事	白川 洋二	三豊市財田町財田上6738-1	平成31年4月1日～平成31年4月24日	無
理事	中原 優季	三豊市財田町財田上245	平成31年4月1日～平成31年4月24日	無
監事	秋山 秀和	三豊市財田町財田中3547-5	平成31年4月1日～平成31年4月24日	無
監事	前田 昭文	三豊市財田町財田中531	平成31年4月1日～平成31年4月24日	無

(平成31年4月24日～令和2年3月31日)

役名	氏名	住所	就任期間	報酬を受けた期間
理事長	鈴木 朝則	三豊市財田町財田上1943	平成31年4月24日～令和2年3月31日	無
副理事長	菅原 順三	三豊市財田町財田上3882	平成31年4月24日～令和2年3月31日	無
副理事長	中嶋 智子	三豊市財田町財田上1590	平成31年4月24日～令和2年3月31日	無
理事	秋山 秀和	三豊市財田町財田中3547-5	平成31年4月24日～令和2年3月31日	無
理事	石井 章弘	三豊市財田町財田上3264-5	平成31年4月24日～令和2年3月31日	無
理事	伊藤 悟	三豊市財田町財田上5626-4	平成31年4月24日～令和2年3月31日	無
理事	岡崎 和朗	三豊市財田町財田中4089	平成31年4月24日～令和2年3月31日	無
理事	重信 厚	三豊市財田町財田上7043	平成31年4月24日～令和2年3月31日	無
理事	込山 賢治	三豊市財田町財田上1785	平成31年4月24日～令和2年3月31日	無
理事	中原 優季	三豊市財田町財田上245-2	平成31年4月24日～令和2年3月31日	無
理事	橋本 純子	三豊市財田町財田上905-1	平成31年4月24日～令和2年3月31日	無
理事	信里 佳紀	三豊市財田町財田上315-3	平成31年4月24日～令和2年3月31日	無
理事	森 啓一	三豊市財田町財田中517-7	平成31年4月24日～令和2年3月31日	無
監事	白川 洋二	三豊市財田町財田上6738-1	平成31年4月24日～令和2年3月31日	無
監事	近藤 美代子	三豊市財田町財田中1622-2	平成31年4月24日～令和2年3月31日	無

特定非営利活動法人まちづくり推進隊財田 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人まちづくり推進隊財田と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を香川県三豊市財田町財田上 2171 番地 1 に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、三豊市と相互に協力しながら、地域住民自らが主体となって豊かで住みやすい財田町を創造するため、住民の交流を図り、地域のつながりを深め、安全・安心な生活環境及び活力と魅力あふれる良好なコミュニティの実現を図ることを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) まちづくりの推進を図る活動
- (4) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (5) 環境の保全を図る活動
- (6) 地域安全活動
- (7) 子どもの健全育成を図る活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- (1) 地域住民の交流に関する事業
- (2) 安全、安心、防災に関する事業
- (3) 環境保全に関する事業
- (4) 健康及び福祉に関する事業
- (5) 自治会活動との連携に関する事業
- (6) 公民館活動との連携に関する事業
- (7) 関係諸団体との連携に関する事業
- (8) その他目的達成のために必要な事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、一般会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 一般会員 この法人の目的に賛同して入会した個人
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助する意思表示をして入会した個人、団体又は法人

(入会)

第7条 この法人の会員になろうとする者は、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

2 理事長は、前項の者の入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び年会費)

第8条 入会金及び年会費は、無料とする。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 除名されたとき。
- (3) 本人が死亡したとき。
- (4) 賛助会員である団体又は法人が消滅したとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、理事会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

第4章 役員及び職員

(種類及び定数)

第12条 この法人に次の各号に掲げる役員を置く。

- (1) 理事3人以上13人以内
 - (2) 監事2人以上
- 2 理事のうち、1人を理事長、2人を副理事長とする。

(選任等)

第13条 役員は、一般会員の中から選任しなければならない。

- 2 理事及び監事は、総会において選任する。
- 3 理事長及び副理事長は、理事の互選とし、総会に報告しなければならない。
- 4 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 5 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねてはならない。

(職務)

第14条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。

- 3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 5 監事は、次の各号に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするために必要があるときは、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第15条 理事及び監事の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 理事長の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、連続しないときであっても、再々任は認めない。
- 3 副理事長の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、連続しないときであっても、再々任は認めない。
- 4 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。ただし、役員全員が辞任し、新たに後任の役員が選任されたときは、後任の役員が選任された日を起算日として新たな任期とする。
- 5 前4項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていないときは、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。
- 6 役員は、辞任又は任期満了の後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第16条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第17条 役員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、理事にあつては理事会又は総会の議決により、監事にあつては総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えられないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があつたとき。

(報酬等)

第18条 役員は、報酬を受けることができる。ただし、報酬を受ける者の数は、役員総数の3分の1を超えてはならない。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第 19 条 この法人に、事務局長及びその他の職員を置く。

2 事務局長及びその他の職員は、理事会の議決を経て、理事長が任免し、この法人と雇用契約を締結する。

3 事務局長及びその他の職員には、雇用契約上必要な賃金を支払わなければならない。

4 前項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

第 5 章 総会

(種別)

第 20 条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の 2 種とする。

(構成)

第 21 条 総会は、一般会員をもって構成する。

(権能)

第 22 条 総会は、次の各号に掲げる事項について議決する。

(1) 定款の変更

(2) 解散

(3) 合併

(4) 事業年度当初における事業計画及び活動予算の承認

(5) 事業報告及び活動決算の承認

(6) 理事の選任又は解任

(7) 監事の選任又は解任

(8) 理事及び監事の職務及び報酬

(9) その他理事会が総会に付議すべき事項として議決した事項

(開催)

第 23 条 通常総会は、毎年 1 回開催する。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当するときに開催する。

(1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。

(2) 一般会員総数の 5 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(3) 第 14 条第 5 項第 4 号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第 24 条 総会は、前条第 2 項第 3 号に規定するときを除き、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第 2 項第 1 号又は第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 30 日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 理事長が前項に規定する臨時総会を招集しないときは、請求をした者が、臨時総会を招集することができる。

4 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。ただし、電磁的方法による通知を求める一般会員に対しては、書面による通知に代えて電磁的方法により通知をすることができる。

(議長)

第 25 条 総会の議長は、その総会において、出席した一般会員の中から選出する。

(定足数)

第 26 条 総会は、一般会員総数の 2 分の 1 以上の出席者がなければ開会することができない。

(議決)

第 27 条 総会における議決事項は、第 24 条第 4 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した一般会員の 2 分の 1 以上の同意があるときは、この限りではない。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した一般会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事又は一般会員が総会の目的である事項について提案した場合において、一般会員全員が書面により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第 28 条 各一般会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない一般会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の一般会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定に関わらず、一般会員は、前項の規定に基づく書面による表決に代えて電磁的方法により表決をすることができる。

4 前 2 項の規定により表決した一般会員は、第 26 条、前条第 2 項、次条第 1 項第 2 号及び第 50 条の適用については、総会に出席したものとみなす。

5 総会の議決について、特別の利害関係を有する一般会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第 29 条 総会の議事については、次の各号に掲げる事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 一般会員総数及び出席者数（書面表決者又は電磁的方法による表決者もしくは表決委任者があるときは、その数を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名、押印しなければならない。

3 前 2 項の規定にかかわらず、一般会員全員が書面により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容

(2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称

(3) 総会の決議があったものとみなされた日

(4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第6章 理事会

(構成)

第30条 理事会は、理事をもって構成する。

2 監事は、理事会に出席し意見を述べることができる。

(権能)

第31条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の各号に掲げる事項を議決する。

(1) 事業計画及び活動予算並びにその変更

(2) 事業報告及び活動決算

(3) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第49条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄

(4) 事務局の組織及び運営に関する事項

(5) 事務局長及びその他の職員の雇用等に関する事項

(6) 総会に付議すべき事項

(7) その他運営に関する必要な事項

(開催)

第32条 理事会は、次の各号のいずれかに該当するときに開催する。

(1) 理事長が必要と認めたとき。

(2) 理事総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(3) 第14条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第33条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2号又は第3号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。ただし、電磁的方法による通知を求める理事に対しては、書面による通知に代えて電磁的方法により通知をすることができる。

(議長)

第34条 理事会の議長は、理事長が行う。

(議決)

第35条 理事会における議決事項は、第33条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した理事の2分の1以上の同意があったときは、この限りではない。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第36条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
- 3 前項の規定に関わらず、理事は、前項の規定に基づく書面による表決に代えて電磁的方法により表決をすることができる。
- 4 前2項の規定により表決した理事は、前条第2項及び次条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 5 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第37条 理事会の議事については、次の各号に掲げる事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者または電磁的方法による表決者にあつては、その旨を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第38条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 寄附金品
- (3) 財産から生じる収益
- (4) 事業に伴う収益
- (5) その他の収益

(資産の区分)

第39条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業の資産の1種とする。

(資産の管理)

第40条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第41条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第42条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計の1種とする。

(事業計画及び予算)

第43条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、理事会の議決を経なければならない。

2 前項の規定に関わらず、事業年度当初における事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事会の議決を経た上で、総会において、その承認を得なければならない。

(暫定予算)

第44条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第45条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加と更正)

第46条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第47条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、理事会の議決を経た上で、当該事業年度終了後最初の総会において、その承認を得なければならない。

2 会計の決算上、剰余金を生じたときは、翌事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第48条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第49条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第50条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した一般会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する以下の事項の変更については所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) 法人が行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及び従たる事務所の所在地（所轄庁の変更を伴うものに限る）
- (5) 社員の資格の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項（役員の定数に係るものを除く）
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき者に係るものに限る）
- (10) 定款の変更に関する事項

(解散)

第51条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 一般会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、一般会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第52条 この法人が解散（前条第1項第4号及び第5号による解散を除く。）をしたときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会において出席した一般会員の過半数の議決を経て選定される団体に譲渡するものとする。

(合併)

第53条 この法人が合併しようとするときは、総会において一般会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 活動の区域

(活動の区域)

第54条 この法人の活動区域は、香川県三豊市財田町内とする。ただし、理事会の議決を経た活動については、この限りではない。

第10章 公告の方法

(公告の方法)

第55条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人の主たる事務所の掲示場に掲示して行う。

第11章 雑則

(雑則)

第56条 この定款の施行に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	秋山 秀和
副理事長	近藤 美代子
副理事長	鈴木 朝則
理事	秋山 勇

理事	伊藤 勝
理事	小野 詔子
理事	川崎 保彦
理事	久保 義博
理事	白川 洋二
理事	谷 邦男
理事	中原 優季
監事	菅原 順三
監事	前田 昭文

- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第 15 条の規定に関わらず、成立の日から平成 27 年 6 月 30 日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第 43 条の規定に関わらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第 48 条の規定に関わらず、成立の日から平成 26 年 3 月 31 日までとする。

原本と相違ない事を証明する。

令和 2 年 4 月 28 日

香川県三豊市財田町財田上 2 1 7 1

特定非営利活動法人まちづくり推進隊

理事長 鈴木 朝則

